

令和5年美浦村告示第98号

令和5年第2回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月16日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和5年6月13日

2. 場 所 美浦村議会議場

令和5年第2回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
6月13日	火	本会議	午前10時	開会 報告、質疑 議案上程、一部議案質疑、討論、採決 請願付託
6月14日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会（議案調査）
		委員会	午後2時	厚生文教委員会（議案調査）
6月15日	木	休 会	—	議案調査
6月16日	金	休 会	—	議案調査
6月17日	土	休 会	—	議案調査
6月18日	日	休 会	—	議案調査
6月19日	月	休 会	—	議案調査
6月20日	火	休 会	—	議案調査
6月21日	水	休 会	—	議案調査
6月22日	木	休 会	—	議案調査
6月23日	金	本会議	午前10時	一般質問 議案質疑、討論、採決 委員長報告、質疑、討論、採決 閉会

## 令和5年第2回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

### 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和4年度美浦村一般会計）

報告第1号 令和4年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

令和4年度に係る衛生費、農林水産業費の歳出予算の繰越明許費について、繰越額及びその財源が確定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

### 報告第2号 繰越計算書について（令和4年度美浦村水道事業会計）

報告第2号 繰越計算書について（令和4年度美浦村水道事業会計）につきまして、御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の排水施設拡張費の歳出予算の経費を、本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

### 報告第3号 繰越計算書について（令和4年度美浦村下水道事業会計）

報告第3号 繰越計算書について（令和4年度美浦村下水道事業会計）につきまして、御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の管渠建設改良費、処理場建設改良費の歳出予算の経費を、それぞれ本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

### 報告第4号 事故繰越計算書について（令和4年度美浦村下水道事業会計）

報告第4号 事故繰越計算書について（令和4年度美浦村下水道事業会計）につきまして、御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の処理場建設改良費の歳出予算の経費を、本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

### **議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（大山マリーナ）**

議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（大山マリーナ）、御説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、大山マリーナにつきまして、エバークリーン株式会社を指定管理者として指定するものであります。

また、指定管理の期間は令和5年7月1日より令和6年6月30日までの1か年とし、詳細につきましては協定書の締結により決定する予定でございます。

以上、議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

### **議案第2号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例**

議案第2号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

12ページをお開きください。

本案は、美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例が施行されたことに伴い、使用を制限する施設に大山マリーナを加え暴力団等への公共施設の利用に関し、使用を制限することとし、同時に村内の公共施設の見直しを行い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものです。

### **議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例**

議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

14ページをお開きください。

本案は、「令和5年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和5年3月31日に内閣府より公布され、4月1日から施行されていることに伴い、本村税条例の改正が必要な項目について、改正するものです。

今回の改正は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される森林環境税※の導入に伴う改正、電動キックボード等について、原動機付自転車から区分して新たに「特定小型原動機付自転車」と定義されたことに伴う改正、一部の自動車メーカーによる燃費性能等に係る不正行為について再発防止策を強化するための改正を行うものです。

#### **※森林環境税**

国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、森林の整備や温室効果ガス排出削減などの目的に使われる税金です。税率は年額1,000円で、個人住民税均等割※に上乗せして徴収されます。徴収された税金は、森林環境譲与税として全額が都

道府県や市区町村に譲与されます。森林環境税は令和6年1月1日から課税されますが、令和元年度から森林環境譲与税が先行して支給されています。

パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

#### ※個人住民税均等割

平成19年度まで 4,000円（標準税率）

平成20年度から 5,000円（+1,000円、森林湖沼環境税（県税）導入）

平成26年度から 6,000円（+1,000円、復興財源確保法制定）

令和06年度から 5,000円（-1,000円、復興財源確保法終了）

令和09年度から 4,000円（-1,000円、森林湖沼環境税（県税）終了予定）

+令和06年度から 1,000円（+1,000円、森林環境税（国税）導入）

#### 議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ8,128万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ78億4,839万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、国が3月22日に、物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に新たに5,000億円の低所得世帯支援枠を創設したことにより、低所得世帯に対する給付金及び給付に要する事務費の計上をいたしております。

また、令和5年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になったものにつきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の地方債の補正では、1件の追加をいたしております。

21ページをお開きください。

地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

当初予算で計上いたしました文化財センターエアコン更新事業につきまして、事業費の財源の全額を陸平基金繰入金としておりましたが、換気型全熱交換機を追加することにより、事業費の全額が、交付税措置のある緊急防災・減災事業債での借り入れが可能となりましたので、緊急防災・減災事業債の追加をいたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

25ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財産管理費では、大山湖畔公園管理費で、ボイラー煙突等修繕料として76万5,000円、公園管理費委託料で60万円の計上をいたしております。

学校教育振興基金費では、学校施設建設基金費で、100万円の増額補正をいたしております。

この積立てにつきましては、さくら自動車株式会社様からいただいた寄附金100万円を財源としており、美浦村統合小学校の建設に活用していただきたいとの意向により、計上いたしております。

次に、戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費では、マイナポイント付与期限の延長に伴うマイナンバーカード交付事務量の増加等に対し、パートタイムの会計年度任用職員で対応することとしたため、雇用関係経費62万8,000円の増額補正をいたしております。

なお、住民基本台帳事務費の財源につきましては、全額国庫補助となっております。続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国庫補助事業の過年度の事業費が確定したことにより、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費で32万1,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費で965万円、同事業の事務費で307万8,000円の国庫支出金返還金を計上いたしております。

次に、新規事業としまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費で4,950万円、次ページの給付に係る事務費で402万8,000円の計上をいたしております。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費の支援給付金につきましては、住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり3万円を給付するものであります。

なお、財源につきましては、国庫補助金となっております。

次ページをお開きください。

同じく、社会福祉施設費では、デイサービスセンター管理運営費で、デイサービスセンターの給湯配管の漏水及びろ過機の修繕料として、78万1,000円の増額補正をいたしております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、職員給与関係経費で、フルタイムの会計年度任用職員雇用経費311万9,000円の減額をし、次ページの児童手当事務費で、パートタイムの会計年度任用職員雇用経費174万6,000円の増額をいたしております。

この補正は、当初はフルタイムの会計年度任用職員を雇用する予定でしたが、パートタイムの会計年度任用職員に変更されたことによるものです。

続いて、商工費について申し上げます。

商工費の商工振興費では、商工振興事業費で、龍ヶ崎市政70周年記念大相撲龍ヶ崎場所協賛金として、35万円の計上をいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

消防費の非常備消防費では、消防団運営費で、令和4年度自治消防団員退職者11名分の退職報奨金553万6,000円の増額補正をいたしております。長年にわたり地域の消防防災活動に御尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

続いて、教育費について申し上げます。

幼稚園費の幼稚園費では、幼稚園運営費で、送迎バス車内置き去り防止安全装置設置費として、32万3,000円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、全額県補助金となっております。

次ページをお開き下さい。

次に、社会教育費の社会教育総務費では、地区公民館補助事業費で、信太地区観音堂駐車場舗装等工事及び大須賀津集落センター修繕工事に係る補助金として、99万7,000円の増額補正をいたしております。

同じく、文化財保護費では、文化財施設管理費で、冒頭の地方債の補正で御説明いたしましたが、文化財センターエアコン更新工事につきまして、換気型全熱交換機の追加設置することとしたため、492万8,000円の増額補正をいたしております。

ここまで主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げます。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、24ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務費補助金として76万5,000円を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,426万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県補助金の教育費県補助金では、市町村学校等安全対策支援事業費補助金として、32万3,000円を計上いたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の、指定寄附金では、歳出予算の中で御説明いたしました、さくら自動車株式会社様からの寄附金100万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の陸平基金繰入金では、冒頭の地方債の補正で御説明いたしました財源変更により、1,034万円の減額補正をいたしております。

同じく、財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたし

まして、3,353万2,000円の増額補正をいたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、歳出予算の中で説明いたしました退職消防団員に対する報償金の財源として、553万6,000円の増額補正をいたしております。

同じく、雑入では、ネーミングライツ制度を導入したことによりネーミングライツ収入で100万円収入を見込み、予算の計上いたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、今回の令和5年度美浦村一般会計補正予算（第2号）の主な概要について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 令和5年第2回美浦村議会定例会追加議案提案理由説明書

### 発委第1号 美浦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

発委第1号 美浦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

追加議案書3ページをお開き下さい。

地方公共団体の議会議員の任期は、地方自治法第93条の規定により、4年とされており、その起算日は公職選挙法第258条の規定により、一般選挙の日から起算するとされております。

令和4年11月に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）が施行され、令和5年統一地方選挙が令和5年4月23日に実施されましたが、本村議会議員の任期満了日が令和5年4月20日であったため、現行の条例では議員の期末手当における算出基準である議員の在職期間に不足が生じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、発委第1号 美浦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

### 議案第5号 工事請負契約の締結について

（R05 災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務）

### 議案第6号 財産の取得について

（R05 災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務）

議案第5号 工事請負契約の締結について、また、議案第6号 財産の取得について、どちらも災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務に係わる契約ですので、一括して御説明させていただきます。

追加議案書の4ページをお開き下さい。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和40年美浦村条例第8号）第2条及び同第3条に基づく契約となることから、議会の承認を求めるものでございます。

災害に強い屋外防災行政無線システムは、平成31年4月より運用を開始し、情報配信等を行ってまいりましたが、今年度、様々な機器等が耐用年数の5年を迎えることから、その更新や機能強化に係る工事及び物品売買の契約をお願いするものでございます。

本年5月に公募型プロポーザルを実施し、1社から応募があり、審査の結果、KDDI株式会社 官公庁営業部が優秀企画提案者となり、その後、本業務の仕様内容等について協議し、合意に至りましたので、契約を締結するものです。

今回、プロポーザル本提案に係る全体の契約金額は工事及び物品調達を含め、税込で2億5,836万8,000円になります。内訳は、設計等委託料が4,004万1,100円、工事請負費が5,371万6,300円、物品購入費が1億6,461万600円でございます。

以上、議案第5号 工事請負契約の締結について、議案第6号 財産の取得につきまして、一括して御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**令和5年第2回  
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和5年6月13日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(報告・質疑)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について(令和4年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越計算書について(令和4年度美浦村水道事業会計)

報告第3号 繰越計算書について(令和4年度美浦村下水道事業会計)

報告第4号 事故繰越計算書について(令和4年度美浦村下水道事業会計)

(議案上程・質疑・討論・採決)

議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について(大山マリーナ)

(議案一括上程)

議案第2号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

(請願付託)

請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の  
請願書

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	塚本光司君
3番	諸岡正明君	4番	北出攻君
5番	松村広志君	6番	葉梨公一君
7番	小泉嘉忠君	8番	岡沢清君
9番	山崎幸子君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君	12番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長 中島 栄君

教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	青 野 克 美 君
保 健 福 祉 部 長	吉 原 克 彦 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君
住 民 課 長	中 島 紀 美 江 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
都 市 建 設 課 長	米 澤 稔 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長	飯 田 和 徳 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	石 川 大 志 君
幼 稚 園 長	矢 崎 和 子 君

#### 1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	田 代 恭 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 改めまして、皆さんおはようございます。

第2回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、今定例会中、広報用の写真撮影及び動画撮影を許可しておりますので、御了承よろしく願いをいたします。

また、クールビズ期間中でありますので、それぞれ議場内の皆様の上着等の脱着は個々にお任せをいたしますので、よろしく願いをいたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

それでは議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思います。  
中島村長。

〔村長 中島 栄君 登壇〕

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和5年第2回美浦村議会定例会に御参集、大変御苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、村政の発展と地域の活性化に御尽力されておりますことに心より感謝を申し上げます。

6月2日未明から3日にかけて、関東地方に線状降水帯が発生し、茨城県の市町村でも、道路の冠水や床上・床下浸水など、大きな被害が発生いたしました。

特に稲敷市と美浦村の幹線道路である旧125号国道では、高橋川から鳩崎にかけて約50センチぐらいの冠水があり、3日の午後2時半から11時15分にかけて、一般車両が通行止めとなりました。村道も205号線、1,720号線で60センチ以上の冠水があり、車両は通行止めとしました。住宅への被害は、床下浸水が美浦では7件、土砂崩れは約20件との報告を受けております。生活安全課、都市建設課の職員は、道路の冠水、住宅の浸水、村道の土砂災害など、迅速に対応し、村内業者に早急に対応していただくようお願いをしております。

国道の冠水もありましたので、稲敷市と連携をして、7日——今月の7日午後に県の土木部長に面会し、高橋川流域の改善策を要請しに行ってまいりました。県のアドバイスを期待したいものであります。議会からの要請も願いたいと思っております。

天気予報の報道で、関東地方も8日に梅雨入りしたとの発表がありました。そのような状況下であります。稲敷市・阿見町・美浦村の3市町村が輪番で行う霞ヶ浦地区水防訓練は、今年度は阿見町が当番で、今週の土曜日、6月17日に行う予定であります。

近年、全国で大雨による水害が至るところで発生しております。水害による被害を最小限に抑えるには、広域による水防訓練が地域住民の安全安心につながる連携であると思っております。備えあれば憂いなしのことわざのように、常日頃の訓練・準備が大切であります。

コロナ感染症法でも2類からインフルエンザと同じ5類になりましたので、経済活動を含め、通常の世界生活に切り替えようとの動きで、国・県とも制限を緩和されてきました。通常の世界生活に戻りつつあることはうれしい限りであります。

これから夏の時期に入っております。感染を抑止できるようになれば、マスクなしの日常生活を過ごせることと思っております。それには、コロナの感染が多くならないことを願うばかりであります。

一昨年、3月24日にロシア軍によるウクライナへの侵略で、燃料、電気、生活必需品のあらゆるものが値上げとなっております。コロナ感染以上に、生活に困窮する人たちの現状を、テレビ、新聞で見受けられるようになりました。コロナ収束だけでは

なく、生活に困窮する世帯を支援する給付金3万円を、8月20日頃に支給する予定で  
ございます。

ウクライナの侵攻では、早期の停戦が実現するよう、国連を中心として世界の国々  
が連携することが今こそ必要であります。

議員各位には、季節の変わり目に寒暖差もあり、体調に十分留意され、御活躍いた  
だきますようお願いいたします。

今定例会に、提出する案件は、報告第1号で、繰越明許費繰越計算書について（令  
和4年度美浦村一般会計）が1件、報告第2号で、繰越計算書について（令和4年度  
美浦村水道事業会計）が1件、報告第3号で、繰越計算書について（令和4年度美浦  
村下水道事業会計）が1件、報告第4号で、事故繰越計算書について（令和4年度美  
浦村下水道事業会計）が1件、議案第1号で、公の施設の指定管理者の指定について  
（大山マリーナ）が1件、議案第2号で、美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条  
例の一部を改正する条例が1件、議案第3号で、美浦村税条例の一部を改正する条例  
が1件、議案第4号で、令和5年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件の8案  
件であります。

御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、冒頭での御挨拶といた  
します。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

9番議員 山崎幸子君。

10番議員 林 昌子君。

11番議員 小泉輝忠君。

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から23日までの11日間としたいが、これに御異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から23日までの11日間と決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令  
和4年度美浦村一般会計）から、報告第4号 事故繰越計算書について（令和4年度

美浦村下水道事業会計)を一括議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をしております。

お諮りいたします。

報告第1号から第4号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

報告第1号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、報告第2号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、報告第3号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、報告第3号の質疑を終結いたします。

次に、報告第4号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、報告第4号の質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

---

○議長(下村 宏君) 日程第4 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について(大山マリーナ)を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をしております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第2号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例から、議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第2号）までの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りをいたします。

議案第2号から議案第4号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付しました請願文書表のとおり所管常任委員会に付託をいたします。

所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしくお願いをいたします。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
お疲れさまでした。

午前10時15分 散会

**令和5年第2回  
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和5年6月23日 開議

一般質問

松村 広志 議員

林 昌子 議員

議案

(質疑・討論・採決)

議案第2号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の  
請願書

(議案上程・質疑・討論・採決)

発委第1号 美浦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条  
例

議案第5号 工事請負契約の締結について

(R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務)

議案第6号 財産の取得について

(R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務)

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村 宏 君	2番	塚本 光 司 君
3番	諸岡 正 明 君	4番	北出 攻 君
5番	松村 広 志 君	6番	葉梨 公 一 君
7番	小泉 嘉 忠 君	8番	岡沢 清 君
9番	山崎 幸 子 君	10番	林 昌 子 君
11番	小泉 輝 忠 君	12番	沼崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	山 崎	満 男 君
総 務 部	長	青 野	克 美 君
保 健 福 祉 部	長	吉 原	克 彦 君
経 済 建 設 部	長	岡 澤	光 一 君
教 育 部	長	小 山	久 登 君
総 務 課	長	笹 倉	英 雄 君
企 画 財 政 課	長	大 竹	裕 幸 君
税 務 課	長	佐 藤	大 吾 君
住 民 課	長	中 島	紀美江 君
福 祉 介 護 課	長	葉 梨	美 穂 君
都 市 建 設 課	長	米 澤	稔 君
経 済 課	長	正 慶	將 暢 君
生 活 安 全 課	長	富 田	正 寿 君
学 校 教 育 課	長	松 葉	時 男 君
子 育 て 支 援 課	長	福 田	浩 子 君
生 涯 学 習 課	長	石 川	大 志 君
幼 稚 園	長	矢 崎	和 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	田 代 恭 子
書 記	渡 邊 涼 介

---

午前10時02分 開議

○議長（下村 宏君） 改めまして、皆さんおはようございます。

第2回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第2回美浦村議会定例会を再開をいたします。

なお、本日もユーチューブのほうに載せるための写真撮影はしておりますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

あわせて、クールビズというようなことでもありますので、上着の脱着は個人で管理をしていただきたいというふうに思います。

それでは、本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりといたします。

---

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔5番 松村広志君登壇〕

○5番（松村広志君） 皆さんおはようございます。

5番議員の松村です。よろしく願いいたします。

初めに、先日の豪雨により、被害を被られた住民の皆様へ、謹んでお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従って質問を行います。

2020年に第7次美浦村総合計画が策定され、早3年が経過いたしました。基本構想の10年を軸に、来年度末には重点戦略及び基本計画の5か年間で総括されてまいります。

今回の質問では、柱となる基本理念の空間軸・時間軸・社会軸の3点に沿い、身近な提案をさせていただきます。

一つ目は、本村の小規模ならではの強みを生かした先進的な村づくり、社会軸の視点からチャットGPTの検討について伺います。

対話型人工知能チャットGPTが登場して半年が経過いたしますが、2018年などの初期型とは比べ物にならないほど、劇的な進化をしているようです。マイクロソフト創業者のビル・ゲイツ氏は「インターネットや携帯電話の発明に並ぶ革命」と称賛。

「恐ろしく凄い、危険なほど強力なAIが現実味を帯びてきた」とは、テスラのCEO、イーロン・マスク氏の評価であります。

また、開発したオープンAIのサム・アルトマン最高経営責任者は、各国首脳と面会を重ね、生成AIへの過度な規制を牽制しつつも、そのリスクを核戦争並みと表現し、政府による規制介入の必要性も訴えております。

現在、世界的な広がり、既に1億人以上の利用者に達したとされ、県内でも業務に実装された自治体も出てきております。

そこで、導入のメリットや課題をどのように認識しているか、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 改めまして、おはようございます。

松村議員の御質問にお答えしたいと思います。

チャットGPTは、与えられたテキストの指示に対して、自然言語が生成され、インターネット上にある膨大な情報を学習し、複雑な語彙・表現も理解でき、さらに過去の会話内容も記録したり、内容に誤りがあった場合にはユーザーが修正したりできることなど、より自然な会話に近づくため、機能が搭載されていることから、一定の業務については職員の負担軽減につながる可能性があるとして、非常に有効であるものと認識しております。

しかし、蓄積されたデータを基に回答するチャットGPTは、他の利用者に個人情報や非公開の情報が流出する危険性が指摘されていることに加え、全国では職員の創意工夫を阻害するとの観点から、活用に制限する自治体もあることが現状でございます。

本村といたしましては、どのような業務にどのような有効活用ができるか、県内の自治体、県、国などの事例を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 全国の小学校の中には、導入後のAIとの付き合い方を授業に取り入れたところもあります。村のこれまでのITへの先進的な取り組みを生かす上でも、前向きな取り組みは必要と考えます。

ちなみに、チャットGPTに対し、学校教育でチャットGPTを有効に使うにはどうしたらよいかを尋ねたところ、活用方法を3点提示しました。

一つ、質問応答型の授業で活用する。

チャットGPTを導入して、生徒が質問をすると即座に回答を返すような質問応答型の授業を実施することができます。生徒が知識を定着させるために重要なポイントや間違いがあった場合の修正方法などを即座に提供することができます。

二つ、創造的な文書作成。

チャットGPTを用いて生徒が文書を作成する際に、言葉遣いや表現を改善するような使い方ができます。チャットGPTは自然言語処理を行うAIで、多様な表現を持っているので、生徒の語彙や表現の幅を広げることができます。

三つ、思想実験。

チャットGPTを利用して、生徒が与えられた条件に基づいて物語を作成するなど、アイデアを出す試行実験に活用することができます。大切なのは生徒たちに作業をやらせることではなく、考えさせることです。チャットGPTは、生徒のアイデアを拡張するのに役立ちます。

以上のような活用法を通じて、生徒たちは自主性や創造性を養い、思考力や問題解決力を鍛えることができます。また、AI技術に触れ、デジタルリテラシーを身につけることもできます、と以上の回答でした。

文科省のガイドライン策定までの期間を含め、今後の本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 教育部長 小山久登君。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

チャットGPTに代表されるような生成AIの発明は、内燃機関やインターネットに並ぶ発明とも言われており、今後、学校教育も含め、社会全体に大きな変化をもたらすと考えられています。

生成AIは、ユーザーからの問いに対し、インターネット上の文献・ニュース記事などを参照して非常に高い精度で回答をしてくれる一方で、学習現場において使用する際には、個人情報漏えいや著作権の侵害、参照元の正確性が担保されとは限らない、文章を考える力に悪影響を与える恐れがあるなどの問題が指摘されており、取り扱うための共通理解やルール作りが必要ともされております。

このような中、国では5月9日の文部科学大臣記者会見で、教育現場での生成AIの利用について、早急にガイドラインをまとめ、年齢制限や利活用等について提示していく方針を示し、5月16日に開かれた中央教育審議会の特別委員会の初会合で、生成AIの教育現場での活用に関するガイドラインの策定を夏までに公表する計画を発表したところでございます。

本村といたしましては、間もなく策定される見込みとなっている文部科学省のガイドラインに基づいた形で、学校現場の学習に係る生成AIの取り扱いについてのルール等について、検討をしてみたいと考えております。

また、従来から小中学校で行っている、インターネット上で犯罪に遭わない、ネット依存にならないというような危険回避についての利用方法などを教育する情報モラル教育とあわせまして、子供たちがデジタル社会の一員としてよりよく生きていくための資質・能力を身につけるために、情報技術の利用において適切で責任ある行動規範を学習するデジタル・シティズンシップ教育にも力を入れて、指導に当たってまいります。

以上、松村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 4月11日のNHKニュースでは、このような紹介がありました。

チャットGPTの開発チームの1人で、日本生まれの技術幹部は、接し方についてドラえもんを例に挙げ、「日本は他の国と違ってAIを恐れていない。道具として見えていない。それはドラえもん（未来からやってきた猫型ロボット）の影響が大きい」とし、AIと一緒に生きる世界がどういうものかを、幼少期から何となく理解している。これは世界の中でも独特だとして、生成系AIの分野で伸びしろが1番あるのは日本であると話されておりました。

先ほど御答弁ありました、デジタル・シティズンシップ教育については、昨年3月

の定例議会一般質問の折、私からプログラミング教育とアルゴリズムについて質問をいたしました。プログラミングをする上で重要な要素であり、AI（人工知能）が作業する際の計算の手順や仕方で、より効率的な成功の定義をする手法です。要は、何が成功かを定義することにもつながります。

さきの御答弁にありました、デジタル・シティズンシップ教育の要素の中、デジタル・フルエンシーからも、ぜひ慎重なお取り組みをお願いいたします。

次に、認知症高齢者向けの賠償保険事業について伺います。

今月14日、国では認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らせるよう、国と自治体が関連施策に取り組むことを規定した認知症基本法が可決、成立しました。この基本法は、認知症の人を含む誰もが相互に支え合う共生社会の実現を掲げております。さらに基本理念には、正しい理解の普及、適切な保健医療・福祉サービスの提供、家族らへの支援などが盛り込まれております。

本村としても、より暮らし続けられる持続可能な村づくり、時間軸の視点から、認知症高齢者向けの支援として賠償保険事業について質問をいたします。

長いケアを必要とする認知症高齢者が、日常生活において偶発的な事故などで法律上の損害賠償を負う事例が全国で発生しております。在宅の認知症の方が徘徊などで行方不明になる心配とあわせ、その先での事故やトラブルなどの懸念が御家族にはあります。

本村での在宅介護を受けている高齢者の人数と、これまでの行方不明などの徘徊事例の件数、賠償事例はあるか、伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉原克彦君。

〔保健福祉部長 吉原克彦君登壇〕

○保健福祉部長（吉原克彦君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

在宅介護を受けている高齢者の人数につきましては、令和5年3月末現在479名となっております。

認知症の方の行方不明等の徘徊事例につきましては、令和2年度に2件、令和3年度に3件、令和4年度に3件を、地域包括支援センターで把握しております。いずれも警察や御家族、近所の方々の照会等により把握したものとなっており、賠償問題に発展するものではございませんでした。

そのほか、認知症高齢者の賠償事例につきましても村では把握しておりません。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 今映されております資料は、県内水戸市で既に導入し稼働している事業です。

以前愛知県で起きた、認知症の91歳の男性が電車にはねられ死亡し、その遺族が鉄道会社から高額の賠償請求を受けた事故がありました。多大な遺族の苦闘の末、判決は最高裁判決までもつれ、結果は家族からの補償はなくなりましたが、この訴訟が認

知症の人の介護を家族だけに抱え込ませてきた社会の現状に対し一石を投じた、と言われております。

本村での認知症高齢者の賠償リスク軽減に向け、自治体補償、保険料の負担の検討を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉原克彦君。

〔保健福祉部長 吉原克彦君登壇〕

○保健福祉部長（吉原克彦君） 認知症の方の事故を補償する民間保険への自治体による加入支援の実施状況は、全国的に見ても少ない状況となっております。

保険料については、全額公費負担のものや、利用者の一部負担が伴うものがあるなど、様々なパターンがあります。県内では、見守り事業と保険への加入を組み合わせで実施している自治体が1団体、実施を検討中のところが2団体ございます。

村といたしましても、認知症で、安心して暮らせるまちづくりのため、ほかの先行自治体の実施している様々な事例につきまして、前向きに研究を重ねてまいりたいと思います。

認知症により徘徊行動が見られる、また徘徊の恐れがある高齢者が事前に村に情報を登録し、それを警察と共有することで、行方不明になり保護された際に、迅速に身元を特定して家族等に連絡することができる仕組み、おかえりマーク事業に取り組んでいます。

認知症の方が事故などに遭わないよう、御家族やケアマネジャー、民生委員、近所の方々などの認知症の相談に丁寧に取り組み、早期に適切な支援につなげられるよう努めてまいります。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 誰もが安心して暮らせる持続可能な村づくりに向け、事業のさらなる検討をよろしく願いいたします。

次に、自然豊かな資源を生かした村づくり、空間軸の視点からお尋ねいたします。

茨城の県花といえば、バラであります。茨城の地名の由来とされており、県章や県旗にもかたどられております。県民の心の象徴として親しまれることを目指し、昭和41年から定められております。県とのつながりは古く、常陸国風土記などにも記されており、古くはノイバラとして万葉集にもうたわれるなど、古来より国内では親しまれてきたようです。

現在、県内でもバラを基調とした名称は幾つかあり、さらに、個人の自宅庭をオープンガーデンとして公開されている方も多々いるようです。

先日、村内の4件の御自宅庭を訪れました。素人の私でも、その美しさとレベルの高さ、迫力に驚かされました。お話を伺うと、他地域のオープンガーデンと比較しても決して引けはとらない、との自信も伺いました。今、画面で御覧いただいているだけでは十分お伝えはできませんが、その魅力、芳醇な空間は地域の宝と考えます。広

報紙やホームページなどで継続的に周知することは、自然豊かな本村の魅力の発信にもつながると考えます。他自治体の有名な庭園では、他県からも訪れる愛好家も多いとのこと。

本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

まず、村の魅力を発信していくことが、観光部署の責務であると考えております。その点におきまして、議員の御提案は有意義なものと考えております。

しかし、現在、個人の邸宅の状況、御指摘のオープンガーデンにつきましては把握をしておりません。

さて、住民の方が村を通じて御自宅の庭園を開放し、そのPRを望まれるのであれば、観光スポットを紹介するホームページへ情報提供することや次回作成のときに観光パンフレットへの掲載は可能でございます。

しかしながら、こうした情報は、多くの方が目にするものであります。

また、その時だけで終わるのではなく、印刷物やインターネット上に残ることから、例えば、多くの方が押し寄せた場合の駐車スペースの問題や御近所へのケア、心ない来園者のいたずらのトラブル、そして、御本人が公開中止を希望した場合の対処など、幾つかの課題が出てくるものと思われまます。

なお、現在、村観光協会では、村への誇りや愛着を醸成するとともに、村内外に村の魅力を発信することを目的として、フォトコンテストを実施しております。フォトコンテストに、当該ガーデンを題材とした写真を御応募いただけましたら、多くの方にすばらしい庭園を見ていただけるものと思われまます。

いずれにしましても、メリット、デメリットをお伝えした上で、御本人が希望をされるのであれば活用させていただき、村の魅力の発信につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きな御答弁に感謝いたします。

よろしく願いいたします。

村の愛好家の方々の知見や技術を生かし、大山地区での他事業とのコラボはどうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 大山湖畔公園の今後の運営方針につきましては、5月3日、4日に、主にクラウドファンディングの支援者を対象といたしました内覧会を实

施し、そのときにアンケートを実施しております。

その中で、「今後この施設は、どのような運営方針で事業を進めるべきか」という設問を設けております。回答をいただいた約半数の方から、「このままあまり手を加えず、この景勝を保持することに注力する」という回答をいただいております。

このことを踏まえ、大山湖畔公園の管理に関して、指定管理者の株式会社プロジェクト茨城と協議を行い、あまり手を加えず、この景勝を保持するという方針を出しております。

現在、大山湖畔公園は現状の景勝を活用した映画等のロケの需要が増加の傾向にあることから、バラのオープンガーデンによる事業展開は、指定管理者と慎重に協議し、進める必要があると考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） では、今後の御検討をよろしくお願いいたします。

最後に、持続可能な発展、SDGsの取り組みについて伺います。

6月23日は、さきの大戦で悲惨を極めた激戦地・沖縄、慰霊の日であります。

連日報道されるウクライナの惨劇を前に、改めて戦争ほど残酷なものはない、戦争ほど悲惨なものはない、そして、平和ほど尊きものはない、平和ほど幸福なものがない、と改めて強く訴えるものであります。

現在、世界では5分に1人の子供が戦争や暴力により亡くなっております。そして、2,700万人もの子供が学校に通えず、さらに、法的に存在していないとされる子供は4人に1人に上っている。

SDGsの掲げる目標16では、世界中の人々が平和と公正のもとに生きていける世界をつくることを目指しております。

私もこれまで、2018年には総合計画への提案、さらにSDGs各目標の推進を行ってまいりました。

村では、総合計画に掲げる基本理念とSDGs（持続可能な開発目標）は同一の方向性との認識から、SDGs達成を推進しております。

来月7月から事業者による鹿島海軍航空隊が貴重な戦争遺跡として、一般公開が始まります。本村が掲げる理念の上からも、より平和を訴える環境として大きな期待を寄せるものであります。

そこで、平和的遺跡でもある本村の縄文遺跡、陸平貝塚と連携させ、パッケージとして検討できないか。

かつて1万数千年にわたり、戦争のない平和で豊か、かつ想像以上に高度な技術を有した文明社会でありました。緑豊かに決して自然や環境に対峙することなく、共存を選んだ社会。2021年に北海道や北東北の遺跡群が世界遺産に登録されました。今、この文化遺産から学ぶことが多いと、世界が注目しております。

本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 大山湖畔公園の指定管理者である株式会社プロジェクト茨城は、笠間市の筑波海軍航空隊跡地、阿見町の予科練平和記念館との連携を視野に入れ、戦争遺跡等による観光地化に取り組んでおります。

本村といたしましては、そこに陸平貝塚を組み込むことは複数の観光スポットを提供することにより、本当に訪れる人が増え、また滞在期間が長くなるなど、有効な手段であると考えております。

積極的に働きかけていきたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きな御答弁に感謝いたします。

よろしく願いいたします。

先日、開業前に事業者による内覧会が行われました。

その折、各所の説明をされた方から、「ここはラピュタではありません」との一言がとても印象に残っております。

ラピュタといえば御存じの方も多いと思いますが、宮崎駿氏の名作アニメ、天空の城ラピュタのことです。画面で御覧いただいている景色や廃墟が、似通っていることを言われたと思います。

名画のクライマックスの中、主人公の少女シータがこのように語ります。

「今は、ラピュタがなぜ滅んだのか、私よく分かる。ゴンドアの谷の歌にあるもの。土に根をおろし、風とともに生きよう。種とともに冬を越え、鳥とともに春を歌おう。どんなに恐ろしい武器を持っても、たくさんのかわいそうなロボットを操っても、土から離れては生きられないのよ」と、とても含蓄のあるせりふではないでしょうか。

さて、チャットGPTに人類の明るい未来をテーマにした歌詞を依頼したところ、次のような詩をつくってくれました。一部を御紹介いたします。

未来は明るい 希望は光る

苦しみが終わる 幸せが降り注ぐ

地球は息を吹き返し 美しく生まれ変わる

人々は一つに団結し 新たな未来を切り開いていく

緑豊かな自然が満ちあふれる世界で

誰もが自由に生き 夢を追いかける

差別や偏見は皆無になり 愛と尊敬があふれ出す

革新的な技術が生活をより豊かにし

全ての人々の幸せが共有される

真の平和と共存が手に入る

空間軸・時間軸・社会軸の視点。私たちが未来に向け、どのような精神性の中、社

会と未来にアルゴリズムを奏でていくのか。情報や知識それ自体は、善にもなり悪にもなり得るものです。ゆえに、ますます重要なのは、知識を善の方向へ、人々を幸福の方向へ、世界の平和の方向へ生かしゆく知恵ではないでしょうか。

美浦村の持続可能で明るい未来の構築に向けて、これからも皆様とともに頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 改めまして、おはようございます。

通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず1点目、地域振興について質問をさせていただきます。

今、全国的に地域活性化や観光振興にゆるキャラを積極的に活用し、さらには自治体の魅力をPRすることに大きな成果を上げています。本村においても、新型コロナウイルス5類移行により、イベント時にみほ一すが活躍し、子供たちに喜ばれている様子を目にしております。

そこで、現在のみほ一すの活動状況をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

みほ一すは、平成28年度に一般公募により475通の応募の中から選ばれたマスコットキャラクターです。平成30年には美浦村ふるさと大使に任命をし、以来村内でのイベントのほか、他市町村で行われる祭りや物産展出展時に出演をしております。

また、稲敷市との市村境や阿見町との町村境にみほ一すの人形がついたカントリーサインを設置するほか、本村のイメージアップに向け、広報紙やホームページにより、キャラクターの活用を積極的に行ってきました。

なお、令和4年度のみほ一すの出演回数は9回です。

画面にありますように、令和5年度は中山競馬場でのJRA美浦ステークスや木原城山まつり、カシマサッカースタジアムでの鹿島アントラーズ・美浦の日において出演をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） コロナ禍でもできる限り活動して、今年に入っても大きなイベントで盛り上げていただけていることが分かりました。

次に、今後の活動の展望をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） ここ数年はコロナ禍の影響もあり、イベントそのものが減少し、みほ一すの出番も少なかったと言えますが、令和5年度より管理担当が総務部企画財政課から経済建設部経済課商工観光係となり、商業や観光の分野における視点からも一層の活用を考えております。

直近では、6月30日、埼玉県越谷市内で行われる茨城県観光キャンペーンへの参加、また7月21日には光と風の丘公園において、本村とフレンドリータウン協定を締結しているプロ野球団アストロプラネッツの試合への出演など、村内外においてみほ一すを活用した本村のPRを予定しており、今後につきましても徐々にスケジュールが決まってくる状況であります。

画面を御覧ください。

昨今はみほ一す認知度が向上し、イベント会場においても、みほ一すの名前を呼んでいただく機会が増えております。そして、どの会場においても、一緒に写真をとろうとする小さい子供たちや親子に囲まれるなど大人気です。

しかしながら、みほ一すの出演だけでは、かわいいキャラクターがいるよ、で終わってしまうものと推察されます。

そこで今後の活動の展望でございますが、この人気を一過性のものではなく、継続して定着をさせ、本村のPR手段として特産品販売や商工業、観光など、幅広く地域振興につなげていくことが重要と考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、みほ一すの人気を継続して定着をさせるために、本村のPR手段として特産品販売や商工業、観光など、幅広く地域振興につなげていくことが重要との嬉しいお考えが聞けました。

それには、まずみほ一すのグッズ販売がとても有効であると私は考えております。

そこで、今後のみほ一すグッズ販売促進についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 本村におきましては、村が直接グッズを販売することはできかねるため、観光協会に予算をいただき……、画面を御覧ください。みほ一すグッズとして、ハンドタオル、ぬいぐるみストラップ、ピンバッジ、トートバッグ、名札ストラップを作成し、みほふれ愛プラザ地域産品直売所やイベント出展ブースで販売をしております。さらに、缶バッジを手作りし、カプセルトイの景品として販売するほか、イベント時に無償で配布しております。

みほ一すは子供たちに大人気であることから、今後さらに学用品や日用品など、村民に愛されるグッズ、また競走場の里など村の特徴を取り入れたお土産グッズなど、アイデアを出し合い、多様なみほ一すグッズを揃え、販売促進をしてまいりたいと考えております。

そして、販売を促進することにより、多くの人にみほ一すを手にしていただき、みほ一すを産んだ美浦村に関心を持っていただき、良さを知ってもらい、内外にその輪を広げていきたいと考えております。

こうしたことから、今後の取り組みといたしまして、村内の事業者の皆様などから希望を募った上で、商品にみほ一すのシールやスタンプを貼る、あるいは包装紙にデザインを入れて販売をしていただくなど、地元産業と一体となって推進をしてまいりたいと考えております。

村も、職員のみほ一すポロシャツの着用、事業のお知らせの際にはみほ一すグッズを添えて配布するなど、取り組んでいきたいと考えております。

そしてさらに、ふるさと納税返礼品において、みほ一すを題材とした特産品パンフレットを同封してPRを図るなど、内外に向けて積極的な利活用を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 多岐にわたる検討させていただいた御答弁であると推察いたします。

みほ一すは子供たちに大人気であることから、今後さらに学用品や日用品など村民に愛されるグッズを考えるとの提案がありました。また、村内の事業者の皆様などから希望を募り、商品にみほ一すのシールを貼ったり、スタンプを貼ったり、あるいは包装紙にデザインを入れて販売をしていくなど、地元産業と一体となって推進するとの大変に前向きな答弁に、課内で大検討していただいたのだと感謝を申し上げます。

そこで近隣の取り組みをお伝えさせていただきます。

資料を御覧ください。

これはいんざい君グッズ価格表です。千葉県印西市では、このようなグッズ販売を、先ほどは村内でね、販売……役場では販売できないのでとありましたけれども、この印西市では、このグッズ販売を庁舎2階の経済振興課窓口で販売しています。それはどうして庁舎で販売できるのですかと伺いましたら、営利を目的とせず原価で販売しているので問題ありませんとの答弁でした。

よく考えましたら、美浦村でも生活安全課でゴミ袋販売していますね。それと同じような感覚だと思いました。改めて目から鱗でした。

で、問題ないということで、人気商品は何ですかと伺ったところ、上にありますステンレスマグカップ、これはサーモスタンプラーですね。それとボールペン。タオルが3種類ございますが、冬はマフラー形式が人気。また、夏になりますとクールタオル

ル、これも人気だそうです。ハンドタオル、また、キーホルダーも人気ということなんですが、ちなみに右上のゴルフボール。これはすばらしいですね。これも人気なのですが、印西市にもゴルフ場がありますので、こういうコラボしてるようですけども、美浦村も2か所ゴルフ場がございますので、こういうゴルフボールへのプリントも有効ではないかなと、ちょっと知恵を拝借した気分でございます。

また、ぬいぐるみもあるんですけども、それはイオンモールで観光協会が販売しているということでした。

次の資料、これは皆様御存じかと思いますが、いなすけ市場のホームページでございます。多くの種類のいなすけグッズを販売しております、全国でもトップクラスではないかなというほど商品改良されております。

販売場所は3か所ございます。稲敷市役所1階のあゆみカフェで、ショッピングセンター2階のショップで、3か所目は新利根にあります産直所・いなすけ市場の3か所です。

この写真にはちょっと写しきれていないのですが、このほかにもクリアファイル、シール、マグネット、マスキングテープ等、特に人気なのがTシャツ、トレーナー、パーカー、ジャンパーと、トートバッグ、身につけるものがとても人気だということでございます。

Tシャツやジャンパーには団体のユニフォームとして注文されることが多く、また、これは業者さんが言ったのですが、プリントは1枚から受け付けていますので、発注してからプリントするということですので、全然ロスがない。赤字にならないということでございます。ですので、利用者さんからとても人気が出ているのが、子供さんへのプレゼント、子供さんのグッズとか、また、名前入りトートバッグやマグカップ等を名前入りを注文をしてプレゼントするとか、そういう有効活用をされてて、毎日のように発注をいただいているということでした。

ちなみに、次の写真に自由帳があるんですけども、はるちゃん自由帳。ちなみにショップの業者さんに伺いましたら、こういう自由帳にもプリントできますよというお話をいただきました。

多くの住民から、みほ一すの学用品やトートバッグ、Tシャツが欲しいんだという要望をいただいております。ぜひとも、産直所や商工会等を巻き込み、グッズ商品を増やしていただきたいと思います。販売場所も、商工会のほうの店舗や大山湖畔公園、文化財センターと、広げていただけたらと思います。多くの人の目に触れるのではないのでしょうか。

そして、多くの方々にグッズ商品を購入していただいて、出歩かれたときに着たり、持参したりいただくと、それ自体が美浦のPRにつながります。販売の仕方を工夫すれば、先ほども言いました、赤字にはなりません。

そこで、村長にお尋ねをいたします。

美浦村の地域振興についての村長のお考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、美浦をアピールすることで、みほ一すを介して、いろいろと御提案をしていただきました。

岡澤部長のほうから、担当のほうでいろいろと検討して、美浦なりにいろいろとPRをしていたことも説明をしていただきました。

議員のおっしゃるような、他市町のいろんなグッズ、それも一つ参考にしながら、美浦村だけではなくですね、友好交流を結んでおります、茨城町とか、大玉村のほうとの交流を通じて、みほ一すも参加させていただいておりますので、できれば美浦村以外のところも含めて、巻き込んでですね、PRをしていく。みほ一すを介して、もっと交流のできる自治体とのことも踏まえて、考えていければというふうに思っております。

議員の皆さんからもね、いろんな意見を参考にしながら、もっともつみほ一すを介しての美浦PRをさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 村長からも前向きな答弁をいただけたと思います。

確かにそうですね。茨城町、大玉村、ほんと交流していますので、本当にその提案は素晴らしいと思います。本当にみほ一すを介してのPR、さらに村長、トップセールスマンとして、さらにご活躍されることを念願しております。

みほ一すは、先程来言っていましたけれども、子供たちばかりではなく、保護者の方にも人気です。

あるとき、缶バッジのガチャガチャ、産直所にございますね。缶バッジを何回か買うと、ピンバッジが出てくる御褒美があります。それを知ってる保護者が、もう何回も挑戦をされて、実は私もピンバッジ持ってるんですよと自慢げに私に見せてくれました。

それぐらい嬉しそうにしている保護者の顔を見ますと、こういう販売をしてくれてる、知恵を出してくださった方にも本当敬意を表する次第でございますが、本当に皆さん、みほ一す、愛しています。ですので、ぜひこのグッズ販売促進が必ずや美浦村の地域振興につながると確信するとともに、今後の進捗状況を楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

チャットGPT導入についても質問させていただきます。先ほど、同僚議員も同様の質問をしておりますので、別角度での質問とさせていただきます。

近年目覚ましい進化を見せるAI技術によって、企業等は人手不足やコスト削減、従業員の満足度の向上に欠かせない技術の一つになっております。

茨城新聞によりますと、自治体においても対話型人工知能（ＡＩ）チャットＧＰＴを活用する自治体が増えておりまして、茨城新聞には５月９日に、このように笠間市で試験運用された記事が載りました。続きまして、５月１１日には、つくば市で筑波大と共同研究をはじめ、ＡＩ顧問けんじくんのアカウント名で全職員が使えるようにした記事が掲載をされました。さらには、５月１９日に、先ほどもございましたチャットＧＰＴの導入への県内１６市町村の動向が掲載をされ、一月で何と３回も関連記事が掲載されるというＡＩ導入の目覚ましい動向がうかがえました。

その記事の中で、美浦村は近隣自治体の様子を見ている状況とありました。

自治体にとって、政策立案や行政サービス及び日常業務の時短に、チャットＧＰＴの導入は多くのメリットがあると考えられています。昨日の茨城新聞にも２件、ＧＰＴ関連の記事が掲載をされて、チャットＧＰＴ導入の動向からは目が離せない状況と感じております。

そこで、本村のチャットＧＰＴに対する現状認識や導入への取り組みをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） チャットＧＰＴの有効性や課題等につきましては、先ほど松村議員の質問にお答えしたとおりでございます。

課題等につきましては、つけ加えさせていただくならば、新聞記事にありますように誤回答や問題点が多いとされていることから、利便性とリスクを職員が理解した上でどのように有効利用できるか、県内の自治体、県、国などの事例を踏まえて研究していきたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○１０番（林 昌子君） ただいまの答弁で誤回答について述べられておりましたね。先ほどの記事の３枚目の記事の最後ですけれども、記者が試しに、茨城県知事は誰かとかすみがうら市の特徴を聞いたら、誤回答だったとの記事が書かれておりました。

実は私も試しにチャットＧＰＴでこの２点を質問してみました。そうしたら、茨城県知事に関しては、大井川知事本人の顔写真や県のホームページが出て、かすみがうら市に関しては地図や特産物とか、かすみがうら市のホームページまで出て、とても分かりやすい説明が出てきました。

結局何を利用するかが大事であると、私も勉強になった記事でございました。

再質問します。

チャットＧＰＴについて、職員の方は現状どのような認識をお持ちですか。お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 現在、職員1人に1台のパソコンが貸与されておりますが、情報の流出やウイルス等の感染を防ぐため、サイトの接続を一部制限しております。

チャットGPTを利用するに当たりましては設定を変更する必要があり、また最新版を利用するには、有料サイトへの申し込みが必要となっております。

どのような使い方が有効であり、効率的なのか等につきましては、個人レベルではありますが、職員間で話題になっていると聞いております。

また、プライベートではありますが、既にチャットGPTをしているという職員がいるというのも把握しております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、職員の関心度の高さがうかがえました。

導入された暁には、現在利用されている方々は指導者になれるかもしれませんね。とても楽しみでございます。

それでは資料を御覧ください。

先ほどの資料、笠間市の資料でございますが……新聞ですが、導入された自治体の笠間市さんに伺いました。

笠間市では担当しているのは、デジタル戦略課という総務課から独立をして3年前に設置をされた課でございます。そこで、情報システム管理やDX——デジタルトランスフォーメーションですね、デジタル技術関係専門に担当しているそうです。325名使える環境で2か月間様子を見て、7月にアンケートをとり、今後は有償版を市でアカウント管理をしていく予定とのことでした。現状を伺いましたら、今まで気づかない点に気づかせてもらえたり、ちょっとしたことのヒントが得られて、一つの仕事にかかる時短がなされて助かっているとの感想をいただきました。

新聞記事最後の段、4行目に記載されております、5月から試行運転している鹿嶋市さん、ここにも伺いました。

鹿嶋市では、本年4月より新しくDX行革推進室が設置をされたそうなんです。その課が専門に担当しています。各課から1名募り、ワーキングチーム27名で、月1回集まりまして、11月までの半年間活用検証していくそうです。記事にありますオープンAI社と市が有償で契約をされて、1人当たり月20ドルだそうです。精度のよさを感じる使い勝手のよいAIで、時短はもとより、使う人の考えの幅が広がり、希望の持てる安心したツールと絶賛でした。なぜ海外の業者ですかと……会社ですかと伺いましたところ、海外のほうが契約が簡単だそうです。それと、信憑性がある。また、国内の業者では、契約がとても複雑で契約しにくいということと、信憑性に欠ける部分を感じられたことをあわせて鑑みて、オープンAI社と契約をしたということをお伺いいただきました。

今回なぜ私がこのような質問をしたかといいますと、職員1人の兼務量が多いため、

時間内にやり切れてない場面に遭遇することがあるからです。また、先ほどもありました教職員もしかりでございます。人口の違いはあれど、業務内容等は市や県と同じでございます。庁内の抜本的な機構改革する時が来ていると痛感をしております。

例えば、国ではデジタル庁ができ、IT関連を一極化しました。

他市町村でも、広報広聴課を設置して、情報周知や自治体PR部門を一極化しています。先ほど述べましたように、笠間市や鹿嶋市も、この行革をして、現在取り組んでいる様子うかがえました。

先ほどの地域振興で質問した、ゆるキャラ活用とグッズ販売での自治体PRしている自治体も、機構改革に取り組み、意欲的に地域振興に取り組んで成果を上げている実情うかがえました。

ですので、本村も庁内機構改革を踏まえたチャットGPTの導入をすべきではないかと思うわけでございます。

今後、多岐にわたって、価値的な成果が得られると思います。職員の負担の幅が軽くなり、心に余裕ができ、より深く自身の仕事内容に取り組むことができ、職員のやりがいにつながるのではないのでしょうか。

先ほどの同僚議員への答弁で、チャットGPTの導入は有効であると認識をされていると伺いました。本村導入の課題を精査し、できる限り早く導入されることを願い、チャットGPTの導入についての質問を終わります。

ありがとうございました。

最後に、男女共同参画について質問をさせていただきます。

資料を御覧ください。

これは、令和5年度男女共同参画週間のポスターです。これは、内閣府のホームページから、私の個人情報と利用目的を入力して、ダウンロードしたチラシであります。

本日、6月23日から6月29日は、男女共同参画週間となっております。

今年のテーマが「無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。」ですが、このテーマは応募総数4,326点の中から静岡県18歳男性の方が選ばれた優秀作品でございます。

男性と女性が、職場で学校で地域で、それぞれの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、私たち国民一人一人の取り組みが必要です。

男女のパートナーシップについて考える週間で、自治体によってはこの期間にイベントや展示企画をされて、住民啓発をしています。

美浦村のホームページを見ますと、「男女共同参画社会は、職場や家庭、地域などそれぞれの場面で、性別等に関わらず、お互いを理解しあい、認めあい、思いやりあい、支えあい、誰もが対等なパートナーとして尊重されることによって実現されます」抜粋しますが、「一人ひとりが豊かな人生を送ることができる魅力ある社会の実現を目指します」とありました。

村内には、個人的に意識を持って行動されている方々や、男女問わず、お互いの特性や得意分野を共有して活動されている団体が数多くあります。

その方々の手本となるのは、まずは庁内の体制であり、さらには庁内からの情報提供によって、団体活動の意識が高まり、充実した活動につながるものと考えます。

そこで、本村における取り組みをお尋ねいたします。

まず初めに、庁内には、各課に男女共同参画の担当者がいると伺っております。

そこで、庁内各課男女共同参画担当者の活動と課題をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 平成31年3月に策定いたしました、第2次美浦村男女共同参画計画の中の基本目標の一つにある、男女共同参画社会実現のための推進体制の整備・充実の方策といたしまして、庁内の推進体制の充実が挙げられており、このことにより各課に男女共同参画推進員を配置しております。

男女共同参画推進員の主な活動といたしましては、第2次美浦村男女共同参画計画の基本目標の達成のための施策の取り組み・事業実施の効果及び懸案事項の把握等、進捗状況の管理を行っております。

また、今年度、第3次美浦村男女共同参画計画の策定年度となっており、計画策定のワーキングチームの一員となっただき、計画策定に携わっていただく予定となっております。

課題といたしましては、男女共同参画推進員には、男女共同参画への理解と知識をさらに深めていただき、男女共同参画を意識した視点での事業の調整、検討、庁内連携を行うなど、積極的にかかわりを持っていただくことが必要であると考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 各課に担当者を配置して体制の整備がなされているということを確認できましたが、素晴らしいことだと思います。

また、課題も明確に把握されていることが確認できました。

そこで、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、担当者の主な活動として、第2次美浦村男女共同参画計画基本目標の達成するための施策の取り組み・事業実施の効果及び懸案事項の把握等、進捗状況の管理を行っているとありました。

それでは、男女共同参画推進員の人数と男女比率をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 男女共同参画推進員につきましては、女性が15名、男性が5名、計20名となっております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 女性の少ない課もいますので、この比率はすばらしいバランスであると実感いたしております。

そこで再質問いたします。

各課の男女共同参画推進員の連絡体制や情報共有はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

[総務部長 青野克美君登壇]

○総務部長（青野克美君） 男女共同参画推進員の選任につきましては、4月の人事異動により担当者の役職を含め、会員の構成が変わることから、毎年4月中に各課の課長より担当者の選任をしていただき、総務課長へ報告していただいております。

それを……この場合ですと企画財政課になりますが、総務課から企画財政課へ各課の男女共同参画推進員を報告しております。

それをもとに、企画財政課では、県や国から得た情報等を担当者へメールや各1台持っていますパソコン内の掲示板を活用いたしまして、情報の提供を行っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 情報が各担当者に伝わっていることは分かりました。

しかしながら、幾つかの課では、情報を伝えるべき関わりのある住民団体はありませぬけれども、それがなされているかが不確実なお見受けします。

例えば、10月はピンクリボン運動の日ですね。乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える運動ですけれども、10月はこの強化月間。

11月12日から25日はパープルリボン、女性に対する暴力をなくす運動の期間。

シトラスリボンプロジェクト、これはウイルスに感染しても誰もが笑顔で暮らせる社会を推進しています。

オレンジリボン運動、これは子供虐待防止法。等、多々様々な強化月間があることのPRをされている様子が、昨今ちょっとうかがえないようにお見受けします。

このような特化した週間の周知は、担当者から広報担当者に伝えて、美浦のホームページトップ画面にですね、最新情報にアップしてもらえば、ホームページを見てる方にも伝わりますし、また、所管の団体に改めてここに伝えればいいと思うわけでございます。

担当者が事業内容を把握できなければ、担当者の主な活動として示されました、先ほどの答弁でありました、事業実施の効果及び懸案事項の把握等、進捗状況等の管理はできないのではないのでしょうか。

いま一度、担当者の連携を深めていただき、担当者としての仕事をこなせる体制整備がなされることをお願いいたします。

次に、庁内管理者への女性登用キャリアアップ支援をどのように取り組まれている

かをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 女性職員の管理者をはじめとした各役職段階の登用・配置に当たっては、配置先を限定することなく、職域の拡大による多様な職務機会を付与することで、高い志を持った職員に育てていくことにつながることであることとっております。

また、男女問わず人材を生かしていくことは、公務に対する住民ニーズへのきめ細かい把握や新しい発想を生み出し、村民サービスの向上につながるものと思われま

す。女性職員の登用に当たっては、女性職員にモチベーションを持ち続けてもらうことが何よりも大切であり、職務機会を付与するとともに、女性職員が自らキャリアをデザインすることができるよう、知識やスキル等の習得やマネジメント能力の向上を図るため、研修の参加・派遣をしております。

今後も、このような研修については、推進してまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） まず、女性議員で望む……失礼しました、女性職員で望む人がいるかという点もあろうかと思えます。

ぜひとも研修会への参加と派遣によって、同僚職員の理解のもと、女性職員の意識改革がなされ、スキルアップとモチベーション維持へとつながることを期待させていただきます。

次に、職員の出産・育児休業取得後の円滑な職場復帰の支援体制について、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 育児休業後の復職の際、子供と離れること・保育所に入れることへの不安、家事と仕事の両立への不安、職場の人に受け入れてもらえるかの不安、様々な不安・課題が生まれることと思われま

す。このような中、育児休業後にスムーズに復職できるよう、子供の看護休暇、これは中学生に達するまでの子供の養育をする職員につきましても、その子供のために勤務しないことが相当であると認められた場合、年5日間の範囲で、時間単位、休暇を取得することができるものでございます。

また、部分休業がございます。これは育児と仕事の両立を図るため、職員が小学校に達するまでの子供を養育する場合、公務に支障がない範囲で、1日勤務時間の一部を勤務しないことができる制度になっております。

この制度の周知をし、取得率の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) ただいまの答弁で、復帰後の不安や課題に寄り添っていただいてる部長の思いが伝わってくる答弁でした。本当にありがとうございます。当事者にとってはとてもありがたい気遣いだと思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

それでは、現在までの実績をお尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 総務部長 青野克美君。

[総務部長 青野克美君登壇]

○総務部長(青野克美君) まず、看護休暇でございます。

令和3年度の取得者が8名、延べ22回で24日間。

令和4年度の取得者が12名で、延べ31回で37日間。

令和5年度の取得者が5名で、延べ13回で21日間です。

なお、令和5年は4月……失礼しました、令和5年につきましては6月14日現在の数値であります。

次に、部分休業でございます。

令和5年6月1日現在で、4名の方が部分休業を取得しております。

また、令和3年度以降3名の方が育児休業しており、なお、今年度7月中旬より男性職員が育児休業を取得する予定であります。

○議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) 休業されている方が無事に健康で復帰されることを願っております。

また、男性の方の利用申請は勇気がいったと思います。

お子さんにとって最良の子育て環境を整えてほしいと願います。

同僚の皆様の御理解に感謝でございます。

2020年度の男性の地方公務員の育児休業取得率は19.5%と、まだまだ取得される方が少ないです。国は2025年——2年後ですね、2025年までに30%を目標に掲げているということでございました。

ですので、美浦村も有効な限り、御利用いただければと思います。奥様と交代で育児を取得できる制度でございますので、今後も男女問わず、利活用できる体制の整備をお願いいたします。

次に、地域女性活躍推進交付金の周知及び活用について、お尋ねをいたします。

○議長(下村 宏君) 総務部長 青野克美君。

[総務部長 青野克美君登壇]

○総務部長(青野克美君) 今後も人口の減少により産業の衰退が危惧される中、職業生活における女性の活躍推進は急務な課題であり、行政、事業者、労働者が連携し、働きたいと思う女性が個性や能力に応じて多様な働き方で社会において活躍できるよう環境づくりが求められていることから、本村といたしましては、交付金の内容を精

査し、多方面からアプローチできるよう、その情報について男女共同参画推進員を活用し、職員に周知し、交付金の活用につなげていきたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、男女共同参画推進員を活用して職員に周知し、交付金の活用につなげていきたいとのことですが、住民や住民団体への働きかけはどのようになされているか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 県や国からの、女性の働き方改革や女性活躍推進に取り組むためのセミナー、研修会の開催等の情報につきましては、企画財政課から各課へ情報提供を行っているものや、ポスターの掲示等により住民に周知するものと、住民団体へお知らせしております。

しかしながら、特に団体につきましては、あくまでもこちらで把握している団体への提供のみとなっておりますので、任意の団体など、その団体の情報を把握していない団体におきましては、お知らせができない状況となっております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 各課への情報伝達や掲示による住民への情報伝達が行なわれていることですが、まだまだ完全に周知をされていないようにお見受けします。

これ、ホームページなんですけれども、男女共同参画の画面でございしますが、例えばですね、ここに追加で地域女性活躍推進交付金の情報をアップしたらどうでしょうか。そういう項目を設けて、ぱっと住民がここに行ったときに、男女共同参画関係の資料を見たいとか、情報を知りたいってなったときに、ここに来れば全て網羅されるような項目を設けていただくのが有効ではないかと考えるわけでございます。

また、これを見た個人や団体の方が検討できる足がかりになるのではないかと思いますので、御検討のほうをお願いしたいと思います。

例えば、交付金の中身の中でですね、テレワーカーの養成というのがありました。これを利用して資格を取り、自営型テレワーカーとして収入が得られれば、美浦村で子育てしながら仕事ができる可能性も出てまいります。ほかにも、資格を取得することで、時給のよい職場に勤務ができ、今までよりも気持ちも豊かに美浦村で生活ができます。

ですので、情報周知方法を増やして、男女共同参画ホームページ内で随時情報をアップしていただきたい。住民は知らないで損していることが多いです。この点、よろしくお願ひいたします。

そこで最後に、村長にお尋ねいたします。

住民の男女共同参画への意識は、庁内の体制が手本となると考えております。まず

は職員の意識が大切であり、その職員の意識は村長の意向が影響いたします。

そこで、男女共同参画推進に対する村長の思いをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の男女共同参画について、私の意見ということでございますけども、村の職員、男女ともに見識を持って、私以上に情報を集め、自らの能力を発揮していただいております。

多様な人材が活躍することによって、住民へのサービスがより積極的なことにつながっていくと考えておりますので、活力ある経済活動にもさらにつなげていくことが男女共同参画の趣旨であると思います。

ぜひ行政としても発信していきますけども、議員皆さんからも、それぞれ地域の皆さんに男女共同参画の在り方をぜひ説明をしながら、村全体でこの男女共同参画を言った自治体よりも先駆けて発信できることを共に進めていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様方の御支援、御協力よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 村長が、職員が本当に自分の、能力を出しきって頑張ってくれているという評価をいただいているというふうに伺いました。

また、議員も地域の皆様にといいことで、一体となってというお考えも伺いました。

これは当たり前のことでありまして、本当にここにいる議員皆さんがいろんな情報を仕入れたものは、自分の知り得る住民に即発信をしていると思っております。

ですので、共にですね、男女共同参画が美浦村で進むことを願うところでございますが、ここで一つ紹介をさせていただきたいコラムがございます。

京都大学大学院文学研究科の伊藤公雄文学部教授が、男性にとっての男女共同参画コラムでこのように述べております。

男女共同参画というと、多くの方が「女性の問題」と思われているのではないかとと思う。しかし、この課題は、「男性の問題」でもあり、もっと言えば、「日本社会の未来」をめぐる課題なのだ。

少子高齢化社会は、これまでのように男性だけが社会を支える仕組みでは維持できない。社会・経済の活力にとっても、女性の参加・参画は必要である。

男性の多くは、性別分業の発想から脱却できていない。女性のもっている力を見抜き、女性が活躍できる社会形成をしないと安定した発展は形成できないということ、男性たちにもきちんと認識してもらい必要がある。

生産性を高めつつ男女で効率よく働き、ともに家庭・地域に責任をもつこの仕組みがうまく形成できれば、子育てや高齢者介護の面でも、多くのプラスを生み出すはずだ、とありました。

男女共同参画担当者がこの理念を理解するには、やはり男女共同参画の研修に参加

するのが1番ではないかと考えます。

本村の女性管理者が増えていることで、村長の男女共同参画への意識の高さはいかがい知ることができております。村長のリーダーシップで、村民が、それぞれお互いの特性を知り、今まで以上に支え合って共存できる体制の整備がなされることを願い、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

それでは、11時40分から再開をいたします。

よろしく願いをいたします。

午前11時25分 休憩

---

午前11時41分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第2号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算  
（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第5 請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務経済委員長 小泉輝忠君。

○総務経済委員長（小泉輝忠君） 請願第1号 委員長報告 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書の審査の結果を御報告申し上げます。

総務経済委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、6月14日水曜日午前10時より、委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者 茨城県労働組合総連合 議長 白石勝巳氏。

紹介議員は、岡沢 清議員です。

本請願につきましては、企業の内部資金が巨額であり、賃上げに対する思い切った対策が必要であるといった意見も出されましたが、中小企業に対する国の支援策が万全ではなく、コロナ禍で体力を奪われた企業が多い中で、一律での賃金引き上げには賛成できないといった意見もあり、決により、反対多数で不採択と決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、御理解の上御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

この採決は挙手によって行われます。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

この請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手少数です。

よって、この請願は不採択とすることに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第6 発委第1号 美浦村議会議員の議員報酬及び費用べんさい等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） つい先ほどの発言において、議案について、議長は美浦村議会議員の議員報酬及び費用べんさい……。

○議長（下村 宏君） 弁償ですね。

○8番（岡沢 清君） いや、べんさいと述べました。

弁償とべんさいでは全く意味が違うので、その点の訂正をお願いするものです。

○議長（下村 宏君） 今確認したところ、べんさいと言ったそうです。

申し訳ありませんでした。

弁償になりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第5号 工事請負契約の締結について（R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務）から、日程第8 議案第6号 財産の取得について（R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務）までの2議案を、一括議題といたします。

なお、この2議案については関連をしておりますので、一括審議をいたします。

ただいま議題となっている2議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をしております。

お諮りいたします。

議題の2議案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
議案第5号から議案第6号までの2議案を一括して採決をいたします。  
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号から議案第6号までの2議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第9 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について、申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付された事件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和5年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 山 崎 幸 子

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠